

【子育て支援課へ提出】

保育施設入所確認書（入所・申し込み時の注意点について）

保育施設への入所に伴い、下記の内容について同意します。

記載事項を順守するとともに、不備や虚偽等があった場合、退所となっても異存ありません。

令和 年 月 日

入所(申込)児童名： _____

署名(自筆)：保護者(父) _____ (母) _____

※署名し提出が無い場合は、保育施設への入所はできません

※いらっしやらない場合は _____ を引いて下さい

① 入所申し込みについて

申し込みに記載する内容は必ず事実を記載するとともに、入所決定後に申請者の都合（状況の変化等）による辞退はできません。全く通所しなかった場合でも、1ヶ月分の保育料を徴収します。

※入所申し込みを辞退する場合は、入所決定前に早急にご連絡下さい。

② 申し込みした後

申し込み時と状況が変わる場合は以下のとおり届出が必要です。

・退職したとき（転職含む）

1ヶ月以内に「保育施設入所変更届(退職)」を提出して下さい。

※1ヶ月以上無届の場合は、退職が判明した月までの保育施設への入所となります。また、新たに就労証明書を提出した場合でも、無届の退職期間がある場合は一度退所となります。退所後、再入所を希望する場合は、再度新規入所申し込みを行ない、審査を受けていただく必要があります。また、その際の優先等はありません。

「保育施設入所変更届(退職)」を子育て支援課へ提出した場合は、最長3ヶ月間（各月14日までの退職は、その月を含めて3ヶ月間）の求職活動期間を認めています。なお、求職活動期間中の利用可能時間は保育短時間（注1）となります。

・仕事が決まったとき（転職含む）

（注1：保育短時間は8：30～16：30）

決まり次第、就労(予定)証明書を提出して下さい。3ヶ月後に実績を証明するため、再度就労証明書を提出して下さい。

・妊娠したとき

入所内定・保留者⇒ただちに子育て支援課へ連絡して下さい。

※求職・就労の要件で申し込んでいる場合は、出産の要件に切り替わります。（出産短期での入所は最長5ヶ月間）ただし、入所後2ヶ月以上就労、かつ、出産予定日の2ヶ月前まで就労する場合に限り、妊娠中でも就労の要件で入所することができます。上記のどちらも該当しない場合は、要件を満たさないため「辞退届」を提出して下さい。なお、産前産後休暇を除く育児休業期間中の利用可能時間は保育短時間（注1）となります。

入所者⇒出産に伴い退職した場合は、退職後1ヶ月以内に「保育施設入所変更届(退職)」を提出して下さい。

・出産したとき

保留者⇒手続きは何もありません。

入所(内定)者⇒産休・育休取得者は出産後1ヶ月以内、退職者は仮入所期間内に「育児休業取得届」を提出して下さい。

※出産予定日の2ヶ月前まで就労していた場合、出産後最長1年間（出産月まで）は継続入所ができます。

なお、出産予定日の2ヶ月以上前に退職・産休を取得した場合は、退職・産前産後休暇を取得後3ヶ月で退所となります。申立書や診断書により切迫早産・流産と確認ができた場合は、この限りではありません。

・内定したとき

入所内定後の入所希望月の変更は原則できません。

・転出したとき

入所内定・保留者⇒ただちに子育て支援課へ連絡のうえ、入所申し込みの「辞退届」を提出して下さい。

入所者⇒ただちに子育て支援課へ連絡して下さい。転出した場合は、原則、転出月までの入所となります。

・保育料の滞納があるとき

税法・国税徴収法に基づき、お勤め先への調査や差し押さえを行なう場合があります。

・保育施設の利用希望がなくなったとき

入所内定・保留者⇒「辞退届」を提出して下さい。辞退した場合は、当年度の入所審査は行ないません。再度入所希望する場合は、

改めて新規入所申し込みを行ない審査を受けていただく必要があります。また、その際の優先等はありません。

入所者⇒月途中での退所はありません。退所する前月中に「退所届」を提出して下さい。

・その他

入所申込時、又は前回の入所継続時から保育用件や家族構成が変わった場合は、その都度届出や書類の提出等が必要になります。

利用可能時間の変更は届出をした日の翌月から適用となります。変更を希望する方は必ず前月中に届出をしてください。

保育施設入所確認書（入所・申し込み時の注意点について）

保育施設入所について、以下の内容を必ずご確認ください、順守していただきますようお願いします。
不備・虚偽等により退所になる場合があります。ご留意下さい。

① 入所申し込みについて

申し込みに記載する内容は必ず事実を記載するとともに、入所決定後に申請者の都合（状況の変化等）による辞退はできません。全く通所しなかった場合でも、1ヶ月分の保育料を徴収します。

※入所申し込みを辞退する場合は、入所決定前に早急にご連絡下さい。

② 申し込みした後

申し込み時と状況が変わる場合は以下のとおり届出が必要です。

・退職したとき（転職含む）

1ヶ月以内に「保育施設入所変更届(退職)」を提出して下さい。

※1ヶ月以上無届の場合は、退職が判明した月までの保育施設への入所となります。また、新たに就労証明書を提出した場合でも、無届の退職期間がある場合は一度退所となります。退所後、再入所を希望する場合は、再度新規入所申し込みを行ない、審査を受けていただく必要があります。また、その際の優先等はありません。

「保育施設入所変更届(退職)」を子育て支援課へ提出した場合は、最長3ヶ月間（各月14日までの退職は、その月を含めて3ヶ月間）の求職活動期間を認めています。なお、求職活動期間中の利用可能時間は保育短時間（注1）となります。

・仕事が決まったとき（転職含む）

（注1：保育短時間は8：30～16：30）

決まり次第、就労(予定)証明書を提出して下さい。3ヶ月後に実績を証明するため、再度就労証明書を提出して下さい。

・妊娠したとき

入所内定・保留者⇒ただちに子育て支援課へ連絡して下さい。

※求職・就労の要件で申し込んでいる場合は、出産の要件に切り替わります。（出産短期での入所は最長5ヶ月間）ただし、入所後2ヶ月以上就労、かつ、出産予定日の2ヶ月前まで就労する場合に限り、妊娠中でも就労の要件で入所することができます。上記のどちらも該当しない場合は、要件を満たさないため「辞退届」を提出して下さい。なお、産前産後休暇を除く育児休業期間中の利用可能時間は保育短時間（注1）となります。

入所者⇒出産に伴い退職した場合は、退職後1ヶ月以内に「保育施設入所変更届(退職)」を提出して下さい。

・出産したとき

保留者⇒手続きは何もありません。

入所(内定)者⇒産休・育休取得者は出産後1ヶ月以内、退職者は仮入所期間内に「育児休業取得届」を提出して下さい。

※出産予定日の2ヶ月前まで就労していた場合、出産後最長1年間（出産月まで）は継続入所ができます。

なお、出産予定日の2ヶ月以上前に退職・産休を取得した場合は、退職・産前休暇を取得後3ヶ月で退所となります。申立書や診断書により切迫早産・流産と確認ができた場合は、この限りではありません。

・内定したとき

入所内定後の入所希望月の変更は原則できません。

・転出したとき

入所内定・保留者⇒ただちに子育て支援課へ連絡のうえ、入所申し込みの「辞退届」を提出して下さい。

入所者⇒ただちに子育て支援課へ連絡して下さい。転出した場合は、原則、転出月までの入所となります。

・保育料の滞納があるとき

税法・国税徴収法に基づき、お勤め先への調査や差し押さえを行なう場合があります。

・保育施設の利用希望がなくなったとき

入所内定・保留者⇒「辞退届」を提出して下さい。辞退した場合は、当年度の入所審査は行ないません。再度入所希望する場合は、改めて新規入所申し込みを行ない審査を受けていただく必要があります。また、その際の優先等はありません。

入所者⇒月途中での退所はありません。退所する前月中に「退所届」を提出して下さい。

・その他

入所申込時、又は前回の入所継続時から保育要件や家族構成が変わった場合は、その都度届出や書類の提出等が必要になります。

利用可能時間の変更は届出をした日の翌月から適用となります。変更を希望する方は必ず前月中に届出をしてください。